

＜（公社）愛知建築士会＞耐震改修推進事業者制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、愛知県建築物地震対策推進協議会（以下、「推進協議会」という。）による「あいち耐震改修推進事業者制度要綱」に基づき、（公社）愛知建築士会（以下、「士会」という。）が、耐震改修に意欲的で技術力を有する事業者の名簿を作成し、推進協議会へ提供するために必要な事項を定めたものである。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 事業者とは、耐震改修の設計を行う設計者又は耐震改修工事を行う施工者をいう。
- (2) 耐震改修推進事業者とは、第3条に定める耐震改修に意欲的で技術力を有する事業者の要件に合致する事業者をいう。
- (3) 木造住宅耐震診断員とは、愛知県が認定した木造住宅耐震診断員養成講習会を受講、修了し、愛知県に登録した者をいう。
- (4) 耐震改修事業とは、木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的とした設計、監理又は施工に係る事業をいう。

（耐震改修推進事業者の要件）

第3条 耐震改修推進事業者（以下、「推進事業者」という。）の要件は以下のとおりとする。

- (1) 耐震改修事業に意欲的であること。
- (2) 耐震改修事業に係る知識を有し、継続的に技術の研鑽に努めていること。
- (3) 推進事業者の代表者又は管理建築士は、士会の正会員であること。
- (4) 設計者にあつては、木造住宅耐震診断員が所属する建築士事務所で建築士法第23条の規定により、建築士事務所として登録を受けていること。
- (5) 施工者にあつては、設計者と連携し、耐震改修工事を進められること。

（耐震改修推進事業者の申請）

第4条 前条の要件を満たす事業者で、推進協議会による周知・支援を希望する事業者は、士会に対し、あいち耐震改修推進事業者登録申請書（以下、「登録申請書」という。）（様式1）及び、あいち耐震改修推進事業者名簿（以下、「名簿」という。）（様式2）を提出する。

- 2 前条の登録申請書及び名簿は、事業者の所属する士会支部長の承認を受けていること。

(耐震改修推進事業者への支援)

第5条 士会は、推進事業者の要件に合致する設計者及び施工者についての名簿を、推進協議会に提供する。

2 士会は、前項の規定により提出した名簿に記載された事業者に対し、推進協議会から提供された耐震改修推進を支援するツールを提供する。

(申請事項の変更)

第6条 推進事業者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに変更の申請書及び名簿を士会に提出するものとし、第4条第2項の規定を準用する。

2 士会は、前項の変更事項の申請内容が適切であった場合、速やかに変更した推進事業者の名簿を、推進協議会に提供する。

(耐震改修推進事業者の責務)

第7条 推進事業者は、旧基準木造住宅の耐震改修事業の推進に努めるものとする。

2 推進事業者は、推進事業者として行う業務上知り得た秘密について、第三者に漏らしはならない。

3 推進事業者は、推進事業者であることを自覚し、公序良俗に反することなく謙虚に誠意を持って対応し、業務を履行するものとする。

4 推進事業者は、3年に1回、推進協議会が実施する耐震改修推進講習会を受講する。

(耐震改修推進事業者の取り消し等)

第8条 士会は、士会が認めた推進事業者又は推進事業者に所属する者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該事業者に対し事情聴取を行い、必要な措置を講じるものとする。

(1) 建築士法第9条に基づく免許の取消し処分を受けたとき。

(2) 建築士法第10条第1項に基づく戒告を受けたとき。

(3) 第7条第1項から同条第4項の規定に違反したとき。

(4) 前各号に規定するほか、士会が特に必要と認めたとき。

附 則

1 この要綱は、平成30年8月7日から施行する。